資料１

「(仮称) 高知市未来ビジョン」ベース版の主な修正内容について

「(仮称) 高知市未来ビジョン」策定に向け、庁内各課を対象に実施した「(仮称) 高知市未来ビジョン」ベース版に関する意見照会の結果を踏まえ、ベース版の修正を行った。
（照会実施期間：令和８年７月 13 日～８月３日）

１．全体構成や表現の修正

(1)第３章の統合

「第３章：分野を超えたチャレンジ」は、行政目線が目立ちすぎる懸念があったため独立した章とするのをやめ、第４章（施策内容の章）の導入部として統合した。また、文脈によって意味の異なる「アプローチ」という言葉をやめ、「視点」に変更した。

(2)第５章の内容変更

「第５章：計画の進捗管理」について、進捗管理だけでなく、策定の構成・位置付けを記述する章として内容を改めた。

(3)言葉の定義

「高知市」はまちを表す場合に使用することとした。(行政を表す場合は「高知市役所」)

２．施策体系の主な修正点

(1)福祉分野の施策構成の見直し（しあわせの柱３）

①見直しの経緯

元案では地域共生社会や重層的支援の概念を重視し、高齢、障がい、生活困窮といった福祉制度の対象を包括して１施策にまとめていたが、「福祉分野の記述が簡素になり、重きを置いていない印象を与えてしまうのではないか。」、「生活困窮者の自立支援と介護や障がい福祉が目指す地域共生とは方向性が異なる。」といった福祉所管部からの意見を踏まえ、福祉施策の構成を見直した。

②見直し後の構成

制度ごとの専門的支援の充実を前提とし、個別の施策として位置付けるため、福祉分野の施策を以下のとおり３つに分割する。その上で、福祉施策を貫く考え方として、「地域共生社会」の概念を柱全体の市のミッションに盛り込む。

（旧）施策 3-1：誰もが安心して暮らせ、自立を支援する福祉の体制を整える
↓
（新）施策 3-1：高齢者が安心していきいきと暮らし続けられる支援体制を整える
（新）施策 3-2：障がいの有無にかかわらず、互いに支え合うインクルーシブな地域を育む
（新）施策 3-3：生活の困難を抱えた人に寄り添い、自立の土台をともに築く

各施策に含む主な分野
3-1　地域包括ケアシステム推進、高齢者のいきがい・健康づくり、介護サービスの確保・整備
3-2　障がい者支援、点字図書館運営
3-3　生活困窮者自立支援、公的扶助、犯罪被害者等支援

(2)施策名称の変更

・誤解を招きやすい表現や行政用語を、分かりやすい表現・言葉に変更した。

・本市が策定を進める「高知市こども計画」との整合を図るため、しあわせの柱４の全施策名称を変更した。

施策	旧施策名称	新施策名称	修正のポイント・理由
1-3	地域での生活を支える医療と健康づくりを支える	**地域での暮らしを守る医療、健康づくりを支える**	「支える」という言葉の重複を回避
1-6	暮らしに必要な都市基盤施設を維持する	**暮らしに必要なインフラを維持する**	「都市基盤施設」を「インフラ」に変更
2-2	地域を支える地域産業の活力を育てる	**地域を支える産業の活力を育てる**	「地域」という言葉の重複を回避
2-3	中心市街地・商店街・街路市のにぎわいや交流を活性化する	**まちのにぎわいや交流を生み出す商業を活性化する**	対象を一部エリアに限定せず、市内全域の商業振興を指す表現へ変更
3-5	（旧 3-3） 人権、多様性、ジェンダー平等を尊重しあう地域社会を実現する	**平和を礎に、人権、多様性、ジェンダー平等を尊重しあう地域社会を実現する**	施策内容に平和継承を含むため、施策名称に「平和」を追加
4-1	健やかな成長を育むこども家庭の環境を共に守る	**子育て家庭に寄り添い、こどもの健やかな育ちを支える**	「高知市こども計画」との突合・整合
4-2	こどもの自立を支える学校教育を実践する	**未来を拓く力を育む学校教育を実践する**	同上
4-3	こども・若者それぞれが安心できる居場所を創る	**こども・若者の権利が守られ、安心できる居場所を創る**	同上
4-4	生きる力を地域との協働で学ぶキャリア教育を展開する	**自分らしい未来をデザインするための教育・啓発を展開する**	同上
4-5	こどもの権利が守られ、活躍できる地域社会を創 る	**こども・若者の声を尊重し、活躍できる地域社会を創る**	同上

(3)施策の記述内容についての主な修正

分野（施策番号）	：	概要
・全体（全施策）	：	**各所属からの照会回答を踏まえ、より実態に即した内容に修正**
・防災(1-1)	：	平時と非常時の境界を取り払う「**フェーズフリー**」の観点を追加
・地域医療（1-3）	：	「在宅医療」、「医療と介護の連携」に関する記述を追加
・住宅環境(1-4)	：	「民間賃貸住宅等の活用」に関する記述を追加
・空き家対策（1-4）	：	「空き家対策」に関する記述を追加
・消費者安全（1－4）	：	「消費者安全」に関する記述を追加
・市場運営（2-1）	：	卸売市場の流通機能についての記載を追加
・地域産業(2-2)	：	地元産品や伝統工芸の展開に偏らないよう、各種業種を含めた包括的な書き振りに修正
・地域包括ケアシステムの推進（3-1）	：	高齢者支援の地域全体での取組である「地域包括ケアシステム」に関する記述を追加
・犯罪被害者等支援（3-3）	：	生活困窮者支援について、犯罪被害者やその家族に対する支援に関する記述を追加
・生涯学習(3-4)	：	市民の身近な学習機会の場としての「図書館」の記述を追加
・子育て家庭への支援（4-1）	：	こどもの健やかな成長には、こども自身の意識や意思が重要である記載を追加
・困難家庭への支援（4-1）	：	支援が必要な世帯に対する取組に関する記載を「プッシュ型」から「アウトリーチ型」に修正
・学校教育(4-2)	：	**これからの学校の在り方**に関する検討についての記述を追加
・こども・若者の居場所づくり(4-3)	：	小学生等の放課後対策に留まらず、**多様な若者の居場所づくり**にも触れる内容に修正
・キャリア教育（4-4）	：	教育委員会及び市長部局がそれぞれ取り組む**キャリア教育**についての役割や目的を整理するとともに、心身の健康教育等まで含めた人生設計の包括的な内容に修正
・こどもの権利保護(4-5)	：	元案のアクションは行政の取組を中心に記載していたが、社会全体の意識改革も重要である構成に修正
・こどもまんなか社会(4-5)	：	元案に記述していた「こどもファンド」は地域コミュニティ活性化（参画と実践）の性質が強いため、本施策のこどもの意見反映の趣旨と異なるため削除
・科学・学術文化の振興（5-3）	：	文化の要素として、科学・学術文化に関する記述を追加
・財政健全化、行政改革(6-4)	：	公共施設マネジメントに偏っていた内容を、行政改革と財政運営のバランスのとれた書き振りに修正